

第6次沖縄市行政改革大綱に基づく
実施計画 【重点項目】

目 次

第 6 次沖繩市行政改革大綱に基づく実施計画【重点項目】

1. 第 6 次沖繩市行政改革大綱における改革の目的	1
2. 第 6 次沖繩市行政改革大綱の基本方針	2
3. 第 6 次沖繩市行政改革大綱の体系図	3
4. 第 6 次沖繩市行政改革大綱に基づく実施計画の推進	4
5. 第 6 次沖繩市行政改革大綱に基づく実施計画一覧	5
6. 第 6 次沖繩市行政改革大綱に基づく実施計画(重点項目)	
基本方針 1	6
基本方針 2	9

1. 第6次沖縄市行政改革大綱における改革の目的

【改革の目的】 将来を見据えた行財政運営の推進

国は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 において、次世代型行政サービスの早期実現に向けて、感染症の下で明らかになった行政のデジタル化の遅れに対し、新技術の単なる導入だけでなく、制度や政策、行政も含めた組織のあり方等をこの1年で集中的に改革し、政府全体のデジタル・ガバメントの加速化や国・地方一体での業務プロセス・情報システムの標準化・共有化、地方自治体のデジタル化・クラウド化の展開、行政と民間の連携によるプラットフォーム型ビジネスの育成等に集中的に取り組むとしています。

さらに、感染症拡大を踏まえた経済・財政一体改革の推進の中で、「公共サービスの広域化・共同化による持続可能な地方行財政制度を構築」、「公共施設整備・運営に民間の創意工夫を最大限取り入れる」など、安定的・持続的な公共投資を推進しつつ戦略的・計画的な取り組みを進めるとしています。

また、自治体戦略 2040 構想研究会報告においては、「近年の出生数が団塊ジュニア世代の半分以下にとどまることから、各自治体においては、公的部門と民間部門で少ない労働力を分かち合う必要がある」「将来の住民と自治体職員のために、現時点から、業務のあり方を変革していかなければならない」としており、AI・ロボティクスが処理できる事務作業は全て AI・ロボティクスによって自動処理することにより、職員は企画立案業務や住民への直接的なサービス提供など職員でなければならない業務に注力するスマート自治体へと転換する必要性を提言しています。

本市においては、市民の視点に立った迅速な行政サービスの提供の実現に向け、職員一人ひとりが国の動向を踏まえ職員自ら創意工夫のうえ、住民福祉の向上に資するため意識改革や資質向上に努めるとともに、持続可能な行政運営のために、効果的で効率的な業務・組織のあり方を変革し、第6次沖縄市行政改革大綱では「将来を見据えた行財政運営」を目的とした行政改革を推進します。

2. 第6次沖縄市行政改革大綱の基本方針

【基本方針1】 時代に対応した組織の総合力を高める

社会経済情勢の変化やライフスタイルの多様化などによる、新たな市民ニーズにも対応することが必要となることから、時代に対応した組織の総合力を高めるため、職員力の向上や組織マネジメントの強化を図ります。

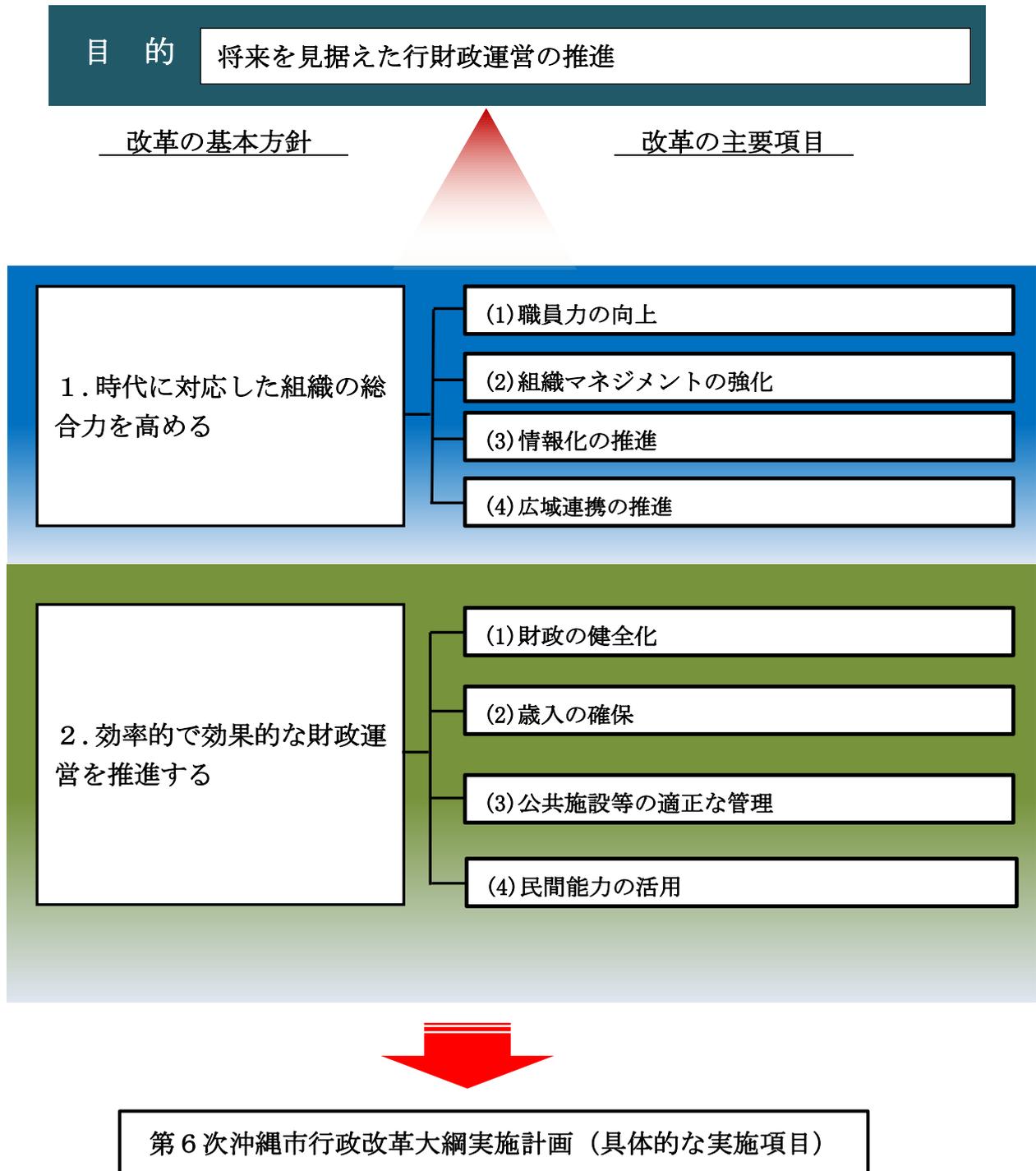
また、ICT化による利便性の高い行政サービスの向上への取り組みや地方自治体間の共通課題の解決等に向けた広域連携を推進します。

【基本方針2】 効率的で効果的な財政運営を推進する

将来の財政状況を的確にとらえ、財政の健全化等に向け、事業の選択と集中による施策の推進や自主財源の確保などに取り組む必要があります。

また、公共施設等の適正な管理運営による、財政負担の軽減等に努めるとともに、行政サービスの質の向上と業務効率化などを図るため、民間能力の活用を推進します。

3. 第6次沖縄市行政改革大綱の体系図

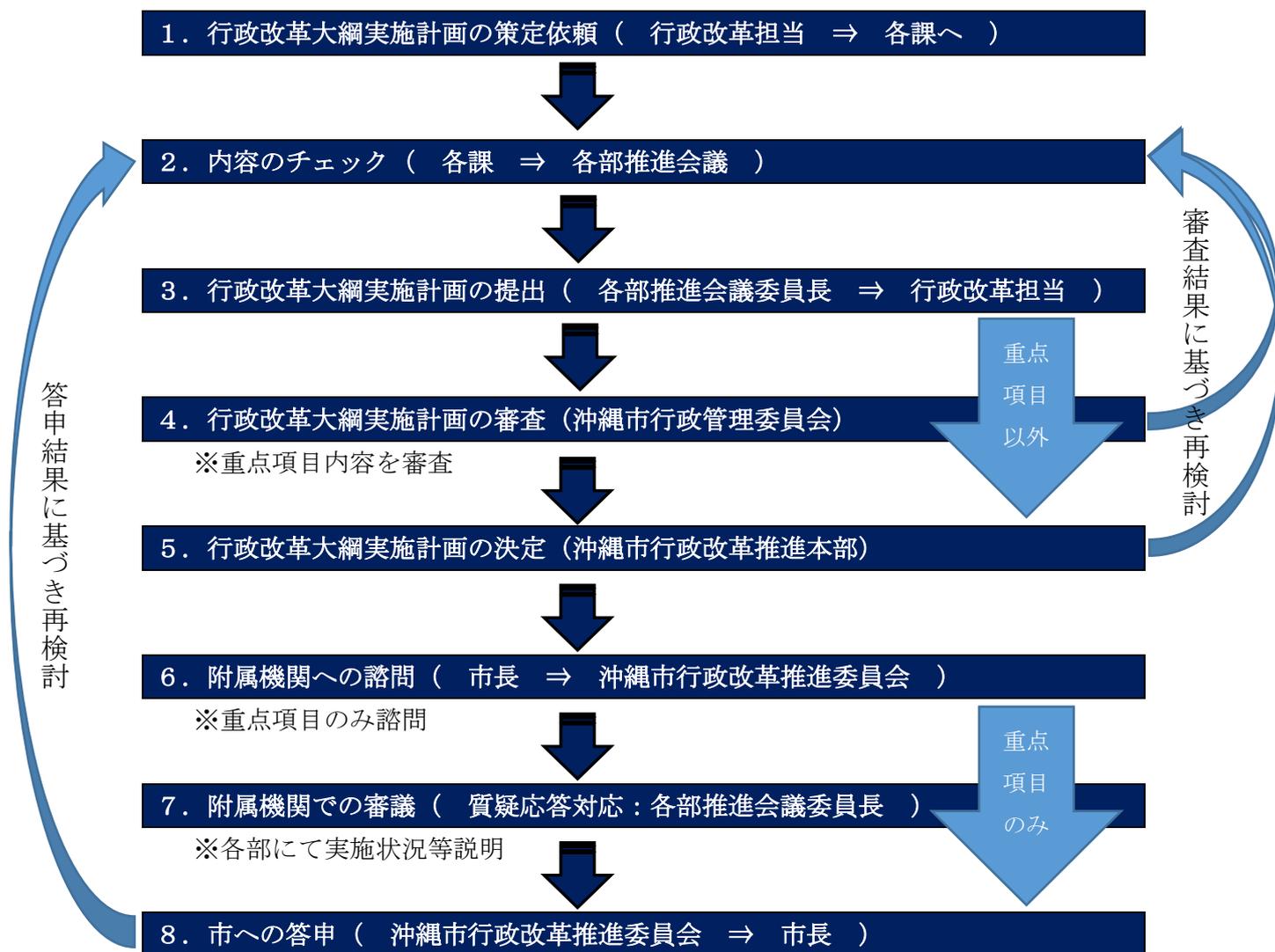


4. 第6次沖縄市行政改革大綱に基づく実施計画の推進

第6次沖縄市行政改革大綱においては、市全体で行政改革の取組を推進していくため、全部署による実施計画の策定や行政改革推進体制の強化を進めるとともに、最終目標や成果指標等の設定を明確にし、職員一人ひとりが行財政改革の主役となり、令和3年度より、総数75の実施計画（重点項目の11項目を含む）をもとに行財政改革に取り組んでまいります。

なお、各実施計画は、各部推進会議を中心に進捗管理を行い、沖縄市行政改革推進本部に報告等を行ないます。

また、重点項目においては、附属機関である沖縄市行政改革推進委員会への諮問を行い、指導又は助言をいただきPDCAサイクルを活用して進捗管理を図ることとします。



第6次沖縄市行政改革大綱に基づく実施計画一覧（令和3年度）

※網掛けの実施項目は重点項目

1 時代に対応した組織の総合力を高める

改革の主要項目	No.	実施項目	所管部課
(1) 職員力の向上	1	人材の育成（人づくりの推進）	人事課
	2	消防職員の人材育成	消防総務課
	3	消防団の充実強化	消防総務課
	4	職員の災害時対応能力の向上	防災課
(2) 組織マネジメントの強化	1	ヒストリート運営の見直し	総務課（市史編集担当）
	2	機構改革の策定	政策企画課（行政改革担当）
	3	窓口サービスの向上	環境課
	4	福祉相談支援システムの統一（世帯支援台帳の整備）	ちゆいしいじい課
	5	児童相談支援体制の見直し・検討	こども相談・健康課
	6	機能的組織体制の構築	計画調整課
	7	期日前投票の実施期間及び実施時間の延長	選挙管理委員会事務局
	8	会計年度任用職員（報酬）事務の集約	教育総務課
	9	教育委員会組織機構改編案の策定	教育総務課（企画調整担当）
(3) 情報化の推進	1	行政文書のペーパーレス化	総務課（総務・法制担当）
	2	情報公開請求手続きのオンライン化	総務課（情報公開担当）
	3	押印の見直し	総務課（行政不服審査担当）
	4	広報・広聴機能の強化	秘書広報課（広報広聴係）
	5	入札関連業務の電子化	契約管財課
	6	確定申告書のデータ連携	市民税課
	7	オープンデータ化に向けた市保有データの集約	政策企画課（統計担当）
	8	航空機騒音苦情受付電話のAI活用	基地政策課
	9	口座振込・振替依頼の伝送化	情報推進課
	10	行政手続のオンライン化	情報推進課
	11	平和学習コンテンツサイトの充実	平和・男女共同課
	12	行政キオスク端末の設置	市民課
	13	介護関係手続のオンライン化	介護保険課
	14	生活保護システムの導入	保護管理課
	15	子育て情報発信事業（OKIIKU）	こども企画課
	16	マイナンバーカードを利用した電子申請の推進	保育・幼稚園課
	17	住居表示事業のシステム化	都市整備室都市計画担当
	18	建築計画概要書のデータベース化	建築指導課
	19	証明書発行業務の電子化及び窓口業務の負担軽減	区画整理課
	20	監査資料のペーパーレス化	監査委員事務局
	21	講座のオンライン化	生涯学習課
	22	電子図書館の充実	市立図書館
	23	ペーパーレス化と文書押印廃止の推進	指導課
	24	学校通信環境整備による業務の効率化	教育研究所
(4) 広域連携の推進	1	広域連携の推進	政策企画課（行政改革担当）
	2	広域化に向けた消防の連携・協力	消防総務課

2 効率的で効果的な財政運営を推進する

改革の主要項目	No.	実施項目	所管部課
(1) 財政の健全化	1	実質公債費比率の抑制	財政課
	2	財政調整基金残高の確保	財政課
	3	統一的な基準による財務書類の作成	財政課
	4	私債権回収条例の制定	市営住宅課
	5	担当課控え支出命令書の廃止	会計課
	6	学校施設の電気料金の削減	学務課
(2) 歳入の確保	1	償却資産の課税客体把握強化	資産税課
	2	家屋調査の強化	資産税課
	3	土地調査の強化	資産税課
	4	市税の徴収率向上	納税課
	5	沖縄アリーナにおける財源確保の推進	プロジェクト推進担当
	6	沖縄こどもの国における新たな財源確保の推進	プロジェクト推進担当
	7	ふるさと納税の推進	政策企画課（企画担当）
	8	使用料・手数料の見直し	政策企画課（行政改革担当）
	9	バス停オーナー等の募集	都市整備室都市交通担当
	10	公共下水道接続率の向上	下水道課
(3) 公共施設等の適正な管理	1	未利用普通財産の売却処分	契約管財課
	2	指定管理者制度の運用指針等の見直し	政策企画課（行政改革担当）
	3	学習等供用施設等の長寿命化計画実施	市民生活課
	4	沖縄市公立幼稚園及び保育所整備・運営に関する基本方針策定及び実施	こども企画課
	5	児童館等の管理運営	こども家庭課
	6	所管するIT施設における財政負担の軽減	企業誘致課
	7	学校施設長寿命化の推進	施設課
	8	沖縄市文化センター長寿命化計画（個別施設計画）策定	市立郷土博物館
	9	青少年センター施設の適切な維持管理	青少年センター
(4) 民間能力の活用	1	沖縄市アウトソーシング推進に関する指針の改正	政策企画課（行政改革担当）
	2	既存事業の見直し	市民健康課
	3	母子生活支援施設の運営管理	こども家庭課
	4	沖縄市こども発達支援センターの管理運営手法の検討	こども相談・健康課
	5	事業の民間委託の推進	商工振興課
	6	エイサー会館の指定管理者制度導入	文化芸能課
	7	近隣公園等におけるPark-PFI事業の検討	建築・公園課
	8	道路空間の有効活用の促進	道路課
	9	用地事務のアウトソーシング（用地補償総合技術支援業務）	用地課
	10	患者搬送事業者の認定制度の導入	警防課
	11	学校給食業務の民間委託（第2調理場）	市立学校給食センター

第6次沖縄市行政改革大綱に基づく実施計画（重点項目）

基本方針1 時代に対応した組織の総合力を高める

改革の主要項目	No.	実施項目	現状	改善すべき課題	達成手段	最終目標（取組後の姿）	R3	R4	R5	R6	R7
1-(2) 組織マネジメントの強化	2	機構改革案の策定	本市における大規模な機構改革は、平成11年度の経済文化部の設置、平成24年度のこどものまち推進部設置を行っているが、その後、法律改正に伴う制度変更等もあることや、社会情勢の変化やライフスタイルの多様化などによる新たな市民ニーズに対応するための組織見直しの必要性がある。	<ul style="list-style-type: none"> 類似業務・事業の集約化等 機能的組織体制構築 	<ul style="list-style-type: none"> 各部推進会議において、各部の組織課題や部局間にかかる課題を抽出 行政管理委員会において調査研究、機構改革案の策定 行政改革推進本部において決定 市民への周知等 	類似業務・事業の集約化や機能的組織体制構築を行い、社会情勢の変化やライフスタイルの多様化などによる新たな市民ニーズに対応可能な機構改革を行う。 ※窓口業務集約、施設管理業務の集約化などを実施。	検討・調査・研究	方針決定	実施	完了	
1-(2) 組織マネジメントの強化	4	福祉相談支援システムの統一（世帯支援台帳の整備）	福祉関連の相談窓口において、他課にかかる相談内容を把握できないため、横断的に対応する必要があるかどうかの判断ができない。また、連携を要する際にも一次的情報共有ツールは紙資料であるため、各担当でそれぞれのシステムへ情報入力を行う必要がある。	困難な状況にある世帯が抱える複合的な課題に迅速に対応するため、各相談窓口や支援担当者が世帯状況を速やかに把握し適切な支援が行えるよう体制を整える必要がある。	共通の福祉相談支援体制システムを使用し情報共有ができるよう体制を整備する。	各福祉相談に共通のシステムを導入することにより、各相談支援窓口の連携がスムーズになり、迅速な相談対応が可能となる。各課の現行システムの契約状況をみながらスケジュールを検討することになる。令和8年度完了を目指す。 将来的にはこどものまち推進部も含め、各部課に広く配置されている各分野ごとの相談員（会計年度任用職員）と外部委託の相談窓口を整理し、効率的・効果的な相談支援体制を検討する必要があると考えているが、その際にも、システムの統一が図られていることで窓口の再編等の検討がスムーズに進むものと考えられる。	検討・調査・研究	方針決定	一部実施	一部実施	一部実施
1-(2) 組織マネジメントの強化	9	教育委員会組織機構改編案の策定	教育委員会は、平成16年度に2部制を導入し、学校教育指導体制を強化し対応してきたが、行政需要の多様化や社会情勢に即した組織見直しの必要性がある。	<ul style="list-style-type: none"> 類似業務・事業の集約化等 機能的組織体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 作業部会を設置し、組織改編案の作成 教育行政運営会議において組織改編案の策定 教育委員会議において組織再編案の決定 	社会情勢の変化に対応した機能的組織機構を構築し、シンプルでわかりやすい組織を構築する。	検討・調査・研究	方針決定	実施	完了	

第6次沖縄市行政改革大綱に基づく実施計画（重点項目）

基本方針1 時代に対応した組織の総合力を高める

改革の主要項目	No.	実施項目	現状	改善すべき課題	達成手段	最終目標（取組後の姿）	R3	R4	R5	R6	R7
1-(3) 情報化の推進	1	行政文書のペーパーレス化	<p>これまでも、ファイリングシステム及び文書管理システムの導入により、行政文書の効率的な運用・管理を進めてきたところだが、未だ紙文書による施行が減少しない現状にあり、印刷及び保存・廃棄などの管理費用の増加、保管スペースの確保などが課題となっている。</p> <p>また、昨今の社会情勢の変化によるテレワークやWEB会議などのフリーアクセスの必要性からも、スマート自治体実現を見据えた行政文書におけるペーパーレス化は急務となっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 文書の印刷費用及びファイリングシステムの管理費用の削減 文書の作成、整理、印刷、配布、保管及び廃棄等の作業工程の圧縮 年々増加する保存文書の保管場所の確保 行政文書の100%文書管理システム施行に近づけるための文書取扱事務の運用ルールの見直し 場所や時間を選ばない柔軟な働き方や会議開催が可能となるよう、議会資料・市例規集など各種資料の電子ファイル化等の環境整備 	<ul style="list-style-type: none"> 所管担当において、文書取扱事務の実態把握調査及び整理 所管担当において、文書取扱事務の運用見直し方針の策定 庁議等において、文書取扱事務の運用見直し方針の報告 所管担当において、利便性の高い文書管理システムへの更新 	<p>ICT技術の活用を前提とした行政文書のペーパーレス化を推進することで、紙使用の発生を抑える仕組みを構築し、更にはフリーアクセスが可能な執務環境の整備により、既存のワークスタイルの見直しによる行政事務の効率化・省力化を促進する。</p>	方針決定	一部実施	実施	継続実施	継続実施
1-(3) 情報化の推進	10	行政手続のオンライン化	<p>本市では、eLTAx、「沖縄市すくすくサポート給付金」及び「沖縄市子ども応援給付金」の電子申請が可能となっており、次年度以降、デジタルガバメント実行計画及び地方公共団体におけるオンライン利用促進指針に基づいた保育所入所申込の手続きや、児童手当関係の手続きなど子育てワンストップサービス、および介護ワンストップサービス等について、電子申請が可能な手続きの拡充を目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> デジタルガバメント実行計画及び地方公共団体におけるオンライン利用促進指針の周知 電子申請が可能な上記手続きについて、利用率が低い 市民への周知及びマイナンバーカードの普及率向上の取組が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 各部局において電子申請が可能な手続きについて調査・検討を行う マイナンバーカード普及の取組促進 システム改修又は、AI、RPA等の利活用 	<p>デジタルガバメント実行計画及び地方公共団体におけるオンライン利用促進指針に基づき、来庁せずに行える電子申請が可能な手続きが拡充により、事務処理のデジタル化が促進し業務効率化が図られる。</p>	検討・調査・研究	一部実施	一部実施	完了	完了

第6次沖縄市行政改革大綱に基づく実施計画（重点項目）

基本方針1 時代に対応した組織の総合力を高める

改革の主要項目	No.	実施項目	現状	改善すべき課題	達成手段	最終目標（取組後の姿）	R3	R4	R5	R6	R7
1-(3) 情報化の推進	12	行政キオスク端末の設置	<p>既存の証明書自動交付機において、限定された証明書（住民票謄抄本、戸籍謄抄本、戸籍附票、印鑑証明書）の交付サービスを行っている。</p> <p>今回、証明書自動交付機の製造が終了、代替機器を設置することについても部品機材の調達も困難な状況となる。</p>	<p>これまで実施してきた市民サービスの低下を招くことのない措置を図る必要から、コンビニ交付サービス利用を促す。そのためには、必要となるマイナンバーカードの取得（交付率のアップ）が課題となる。</p>	<p>市役所庁舎内に行政キオスク端末（コンビニ等店舗に設置されている証明書交付用機器で行政証明書のみのみ）を設置し、操作手順の説明・補助をすることで、マイナンバーカードを利用した各種証明書の交付サービスの利便性を知ってもらい、以後のコンビニエンスストアなどでの交付に繋げる。</p>	<p>市民課窓口に来所せずに、各種証明書の交付サービスを利用できるため、利便性や満足度の向上、マイナンバーカードの取得促進及び窓口の混雑緩和に繋げる。</p>	実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
1-(4) 広域連携の推進	2	広域化に向けた消防の連携・協力	<p>国の基本方針に基づき、沖縄県は平成20年「消防広域化推進計画」を策定し協議会を設置、沖縄県域1ブロックとする協議をすすめたが、将来的な財政負担の懸念等を理由に消防の広域化は困難との結論に至った。しかし、国は平成30年に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を一部改正、消防の広域化推進期限を令和6年まで延長し、沖縄県は令和2年度に「消防広域化推進計画」を再策定することを決定した。そのことを踏まえ本市と近隣市町村との広域化に向けた消防の連携・協力に向けた協議が必要となっている。</p>	<p>①実現可能な課題を抽出し、課題整理。（財政負担等の検討も含む）</p> <p>②組織体制や出動体制等の課題整理。（出動指令等の検討も含む）</p>	<p>①消防本部推進会議において、各所属の課題を抽出。</p> <p>②本市と近隣市町村との課題を抽出し調査研究する。</p>	<p>近隣市町村との消防事務の性質に応じた事務の一部について、連携・協力することにより事務効率化と財政負担の軽減が図られる。</p>	検討・調査・研究	検討・調査・研究	方針決定	実施	完了

第6次沖縄市行政改革大綱に基づく実施計画（重点項目）

基本方針2 時代の変化に対応する行政体制の確立

改革の主要項目	No.	実施項目	現状	改善すべき課題	達成手段	最終目標（取組後の姿）	R3	R4	R5	R6	R7
2-(1) 財政の健全化	6	学校施設の電気料金の削減	<p>本市小中学校は24校あり、年間の電気料金は全体で約3億円4千万円となっている。（令和元年度電気料金決算額：小219,211,648円、中124,810,546円、計344,022,194円）</p> <p>各学校では、新型コロナウイルス感染防止対策として各教室の換気を行っていることや、今後とも多くのICT機器の導入により電力の需要が高まっていくことが予想される。</p> <p>本市の厳しい財政状況のなか、経常経費である学校施設の電気料金について、新電力サービスの導入等により経費の削減を進めていく必要がある。</p>	<p>新電力サービスの導入については、メリットやデメリットの把握、先進事例等について調査・研究を要する。</p> <p>また、学校では、感染防止対策やICT機器による教育活動を行いながら、併せて空調や照明、ICT機器等の節電対策にも取り組む必要がある。</p>	<p>現在、契約をしている沖縄電力の動向や新電力サービスの内容を総合的に検討したうえで、最も適した電気料金サービスの導入（契約）を適時、進めていく。</p> <p>毎年度、電気料金の実績や電力サービスの動向を注視し、継続的にPDCAを行いながら、電気料金の削減を進めていく。</p> <p>各学校には、節電に対する意識や節電対策の取り組みを促していく。</p>	<p>基準年度を令和元年度の電気料金344,022,194円とし、令和4年度以降に10%の削減を目指す。基準年度については、令和2年度ではなくコロナの影響のない令和元年度とする。</p>	検討・調査・研究	実施	継続実施	継続実施	継続実施
2-(3) 公共施設等の適切な管理	4	沖縄市公立幼稚園及び保育所整備・運営に関する基本方針策定及び実施	<p>少子化の傾向が見られる一方、保育施設等への入所希望は右肩上がりが増え続けているほか、未就学児童を対象とした施設はこれまでの幼稚園及び保育所に加え、両方の機能を併せ持った新たな施設として「認定こども園」が誕生した。また、未就学児童を対象とする公的施設においては、地域ごとの整備が進んでいる保育所に比べ、小学校へ併設されている幼稚園は、旧コザ市地域に偏っており、地域ごとの就園状況は大きく異なり、バランスが悪い状況となっている。</p>	<p>①保護者のニーズに合った施設整備（認定こども園等）の検討</p> <p>②地域バランスに応じた施設の配置</p> <p>③質の高い教育・保育の提供のための職員配置</p>	<p>運営形態（市立、公設民営、民設）及び設置施設（幼稚園、保育所、認定こども園等）の検討と地域ニーズに即した配置見直し等について方針策定を行い、年度ごとに整備を進めて行く。</p>	<p>保護者ニーズに対応できる施設の設置により、待機児童の解消及び市立施設が地域のモデル施設として質の高い教育・保育の提供を牽引し、地域に開かれた子育て支援の拠点としての機能及びスキルの習得を目標とする。</p>	方針決定	一部実施	継続実施	継続実施	継続実施

第6次沖縄市行政改革大綱に基づく実施計画（重点項目）

基本方針2 時代の変化に対応する行政体制の確立

改革の主要項目	No.	実施項目	現状	改善すべき課題	達成手段	最終目標（取組後の姿）	R3	R4	R5	R6	R7
2-(3) 公共施設等の適切な管理	6	所管するIT施設における財政負担の軽減	<p>企業誘致課ではIT施設を4施設所管している。そのうち、モバイルワークプラザは民間事業者の土地、建物を借り上げているが、運営から16年が経過し、施設は老朽化が著しくランニングコストや修繕等において大きな財政負担となっている。そのため次年度は契約を更新せず、条例も廃止し民間事業者が運営することとしたが、その他の3施設（雇用促進等施設BCコザ、テレワークセンター、ITワークプラザ）においても、老朽化等により高コスト体質になっている状況にある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的な施設運営及び組織体制の強化 ・収益性の改善及び運営費の縮減 ・指定管理制度導入や民間事業者への委託等の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の入居企業を他の施設や民間施設への転居の促進（テレワークセンター） ・指定管理制度や民間事業者への委託等の調査研究を実施（ITワークプラザ） ・空き区画の早期のリーシング（BCコザ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・財政負担の軽減（収益性を高め収支トントン以上にする） ・事務の効率化（職員の削減） ・直営施設を所有しない企業誘致の推進（取組後の姿） 民間施設に企業集積が進み、雇用が促進されている（市の直営施設は段階的に廃止する）。 	検討・調査・研究	方針決定	実施	実施	実施
2-(4) 民間能力の活用	8	道路空間の有効活用の促進	<p>現状の道路占用許可制度では、都市再生整備計画等の位置づけがない限り、道路上にオープンカフェ等を設置する際には無余地性*の基準が適用されるため、賑わい空間の創出の達成に資するものであっても、道路上の占用許可を得ることが困難であった。R2年11月に道路法等の一部改正により、「歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）」の指定制度が施行され、道路管理者が指定した区間においては、占用特例が認められることとなった。占有者は占有区域内の定期的な点検、清掃が条件となるが占用料が減額措置(1/10)される。</p> <p>*無余地性・・・道路区域外にその占有物を置く余地がなく、やむを得ない場合のみ占有を許可するという基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路管理者が歩行者利便増進道路を指定する場合、指定要件を満たす必要がある。 ・主体は占有者（民間団体等）であるため、占有者（もしくは関連部署）が指定要件を満たす資料作成が必要となる。 ・道路空間の有効活用（道路占用）が沿道住民や関連部署との協議等により理解を得ることが可能か。 ・都市計画等のまちづくりと整合しているか。 	<ol style="list-style-type: none"> ①イベントに伴う占用等やコロナ占用特例を活用し、実験的に道路占用を行い、その効果等の検証を行うと共に、地域の理解を得る。（占有者） ②占有者が指定要件を満たす資料の作成、関係部署と協議を行い、理解を得る。 ③道路管理者が関係部署と協議し、公安委員会の意見を聴き、警察署長と協議後、歩行者利便増進道路を指定し、区域を決定する。（占用期間は通常5年、公募による場合は最長20年（公募の場合は学識経験者の意見聴取を行う）） 	<p>道路空間における民間の有効活用により、民間の創意工夫を活用した空間づくりによる賑わいの創出や、占有者による適正管理により区域がキレイに保たれることが可能となる。</p> <p>さらに、商店街・沿道の店舗等と連携した道路空間と併せた、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の促進が図られる。</p> <p>※令和5年度以降に占有者並びに関係部署と協議の上、指定要件資料が整い次第、段階的に道路の指定を行う。</p>	検討・調査・研究	方針決定	実施	継続実施	継続実施